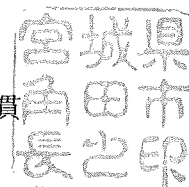


入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、角田市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱（平成19年角田市告示第86号）第8条の規定に基づき公告する。

令和8年6月18日

角田市長 黒須 貫



1 制限付き一般競争入札に付する工事

- (1) 工事名 令和7年度（繰）南町斗蔵線道路改良工事
- (2) 工事場所 角田市 小田 字 館ヶ崎 地内外
- (3) 工期 契約締結日の翌日 から 令和9年1月22日
- (4) 入札担当課 角田市 会計課
- (5) 工事担当課 角田市 産業建設部 建設課
- (6) 工事概要 施工延長 L=358.5m 幅員 W=7.00m
表層固化 A=4,800m²
路床盛土 V=3,700m³
側溝工 一式

※詳細は設計書参照のこと

- (7) 契約保証金 契約金額の10分の1以上の額
- (8) 支払条件 前払金 有（40%以内） 中間前金払 有（20%以内）
- (9) 入札方式 価格以外の技術的な要素等を評価の対象に加え、価格と技術等の両面から最も優れたものをもって落札者を決定する総合評価一般競争入札（特別簡易型）の事後審査型

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないものであること。
- (2) 令和7・8年度角田市競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する土木工事業の許可を受けていること。
- (3) 角田市又は丸森町に本店、支店又は営業所を有すること。

- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成7年角田市告示第24号）に定める指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の土木一式工事の総合評定値（P）が700点以上であること。
- (6) 過去10年以内に、同種又は類似の土木一式工事（道路改良）を元請として施工した実績があること。
- (7) 専任の主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立てをしていないものであること。

3 契約規則等について

角田市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱及び角田市建設工事総合評価一般競争入札実施要綱によるものとする。

4 総合評価に関する事項

特別簡易型総合評価落札方式における評価項目及び評価基準並びに落札者決定基準は、別添の「角田市特別簡易型総合評価落札方式落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）に示すとおりとする。

5 入札参加申請

(1) 申請書類

本工事に入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- イ 制限付き一般競争入札参加申請書（様式第4号） 正副2部
- ロ 価格以外の評価項目及び評価基準（別記様式1） 1部
- ハ 同種工事の施工実績書（別記様式2） 1部
- ニ 主任（監理）技術者等の資格・工事实績（別記様式3） 1部
- ホ 災害協定等による活動実績（別記様式4） 1部
- ヘ 地域貢献活動申告書（別記様式5） 1部
- ト 建設業許可証明書の写し 1部
- チ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し 1部

※申請書一式をホチキス等でまとめて綴ること。袋綴じの必要はない。

(2) 入札参加申請書類の提出方法、提出期限及び提出場所

- イ 提出方法
直接持参すること。（郵送による受付は認めない。）
- ロ 提出期限及び場所
6の表に示すとおりとする。

6 入札等の日程

手続き等	期間・期日・期限	場 所
入札参加申請書類等の配布	期 間 令和 8年 6月18日(木) 令和 8年 7月 8日(水)	HP からダウンロード可 角田市役所 西庁舎1階 会計課
設計図書等の閲覧及び貸出	期 間 令和 8年 6月18日(木) 令和 8年 7月 8日(水)	HP からダウンロード又は 閲覧者名簿に記入押印すること 角田市役所 西庁舎1階 会計課
質問書受付 (第6条様式3号)	期 間 令和 8年 6月18日(木) 令和 8年 7月 3日(金) 午後4時00分まで	FAX、メール可 角田市役所 西庁舎1階 会計課
質問書の回答掲示	期 間 令和 8年 6月18日(木) 令和 8年 7月 8日(水)	総務課掲示板、HP 掲載
入札参加申請書類等の提出	期 間 令和 8年 6月18日(木) 令和 8年 7月 8日(水)	角田市役所 西庁舎1階 会計課
入札執行の日時及び場所	期 日 令和 8年 7月 9日(木) 午後1時30分から	角田市役所 東庁舎4階 401会議室

(注) 別途指定のある場合を除き、上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後4時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)とする。

7 入札の方法

- (1) 入札参加者は、受付印の押印された制限付き一般競争入札参加申請書を持参すること。
- (2) 入札者又は代理人は、指定の場所に入札書を提出すること。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、必ず入札に関する委任状を持参のうえ提出すること。
- (4) 落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 1回目の入札において予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度の入札を行うものとし、再度の入札の回数は、2回を限度とする。3回の入札でも予定価格に達した入札がない場合は、不調とする。
- (6) 失格基準価格より低い価格の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

9 工事費内訳書の提出について

- (1) 設計図書等を基に積算を行った工事費内訳書を入札日に持参すること。
- (2) 入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
- (3) 提出を受けた工事費内訳書は、返戻しない。

10 調査基準価格等

- (1) 調査基準価格及び失格基準価格を設定する（事後公表）。失格基準価格を下回った入札を行ったものは、失格とする。
- (2) 契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格までの範囲の入札が行われたときは、角田市低入札価格調査制度実施要領を適用する。

11 入札の取り止めに関する事

入札参加資格者が1人しかいないとき、又は入札参加資格喪失により1人になった場合は、制限付き一般競争入札を取り止めることがある。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札。
- (2) 一の入札において、同一の入札者がした二以上の入札。
- (3) 入札書に必要な事項の記載がない入札。
- (4) 入札に際し、不正の行為をした者の入札。
- (5) その他入札に関する条件に違反した入札。

13 落札者の決定方法

- (1) 別紙「令和7年度（繰）南町斗蔵線道路改良工事 落札者決定基準」に記載のとおりとする。
- (2) 落札者を決定したときは、後日、当該落札候補者に落札決定した旨を通知する。なお、入札結果については、角田市建設工事等入札結果公表実施要綱（平成22年告示第40号）により公表する。

14 契約に関する事

落札決定した業者は、消費税法に規定する課税業者であるか、免税業者であるかを契約書作成前に届け出ること。

15 その他

- (1) 本工事は、週休2日工事（発注者指定型（現場閉所型））の対象である。
- (2) 上記以外については、角田市契約規則によるものとする。

(3) 詳細又は不明な点は、下記に照会すること。

連絡先：〒981-1592 宮城県角田市角田字大坊4 1 (角田市役所西庁舎1階)

角田市 会計課 契約検査係

電話：0224-63-2115 FAX：0224-62-4829

E-mail：kaikei@city.kakuda.lg.jp

